

東京都子供・若者支援協議会
(連絡調整部会) 第1回
議事録

日 時：令和6年7月10日（水曜日）

場 所：第一本庁舎 北塔33階北棟特別会議室N1

午後 2 時 0 0 分開会

○事務局 ただいまから、令和 6 年度東京都子供・若者支援協議会第 1 回連絡調整部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議の公開についてですが、都の附属機関ということで、原則公開ということが、附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。また、配布資料、議事録につきましては、後日改めまして委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページで公開する予定でございます。ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長の山本よりごあいさつ申し上げます。

○山本若年支援課長 皆様、本日はご多用のところ、東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃から東京都の若年支援施策にご理解ご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

この連絡調整部会は、「子供・若者育成支援推進法」第 19 条に基づきまして設置した「東京都子供・若者支援協議会」の実務者会議という位置付けで、平成 29 年度より設置をしております。

当部会の運営につきましては、教育、福祉、雇用など子供・若者支援に関わる各分野の関係機関委員により構成され、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有及び連携強化などを目的といたしまして、開催しているところでございます。

今回から子供・若者の人権擁護活動の強化に取り組まれている、東京法務局様にも新たに本協議会の委員に加わっていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の連絡調整部会では、東京都再犯防止計画の改定状況や、若ナビαにおける非行相談の事例共有などを通じまして、非行防止に向けた取組、若者支援のあり方についてを中心に、情報共有また意見交換を実施し、今後のよい支援につなげていくた

いと考えております。

本日は、ぜひ皆様と顔を合わせて、活発に意見交換ができればと考えております。本会議を通じて、支援者同士の顔の見える関係が構築され、今後、具体的な支援の場においても連携が深まるきっかけとなれば幸いです。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 本日は令和6年度第1回目の開催になりますので、委員の方から自己紹介として所属とお名前をお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、児童相談センターの久保様から順に反時計回りでお願いいたします。

○久保課長（永山委員代理） 今紹介いただきました児童相談センターの久保と申します。本来ならば、相談援助担当課長永山が参る予定ですが、私は相談の部門の専門課長をしております久保と申します。

児童相談所は、今日、毎週水曜日に援助方針会議をやっておりますが、まさに、今日もそうですが、ト一横問題、ゲーム依存であるとか、引きこもりとか、ヤングケアラー、外国人就労者の特定技能の方の問題であるとか、多様な相談ニーズに対して対応しているところです。また、さらに法改正を踏まえた子供意見表明とか、あとは、社会的養育推進計画で全体的な五か年計画を今検討中という状況でございますので、今回の議論をまた参考に今後また進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋委員 私、東京都立誠明学園の高橋と申します。

誠明学園というのは児童自立支援施設と申しまして、児童相談所のほうで措置されたお子さんを扱っている施設になります。よろしくお願ひいたします。

○坂田委員 東京都発達障害者支援センターの坂田と申します。

東京都発達障害者支援センターは、平成15年から運営を東京都から委託を受けてやっております、その際はずっと1か所のみでやっていたんですけども、令和5年1月から、大人部門と子供部門と分かれて、私は子供部門の方を担当させていただいております。また、何かありましたら、ここで情報をいただきながら、発達障害に関わるお子さんたちへの支援というところにつなげていけるといいかなと思っております。

ますので、よろしくお願いいたします。

○桑波田委員 東京都の保健所を代表してまいりました、多摩小平保健所の桑波田と申します。

保健所では、発達障害、引きこもり、依存症等のご相談を受けております。地域生活ということで、お子さんのみならず、家族全体を地域で支えていくと、そういった取組を普段しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊委員 特別区保健予防課長会の代表として参加しております新宿区保健所の渡邊と申します。

新宿区は、ご存じのとおり、ト一横キッズの課題、問題がありまして、対応・対策に取り組んでいるところです。この場で情報共有いただいたこと等は、課長会や区と情報共有して連携をつなげてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○村山主任（橋本委員代理） 都立多摩総合精神保健福祉センターの村山と申します。本来ですと副所長の橋本が参加させていただく予定だったんですけども、ほかの所員がございまして、参加できなくなりまして、代理で参加させていただきます。

精神保健福祉センターにつきましては、都内に3か所ございまして、当センターは、多摩地域全域を管轄しているセンターになります。相談事業の中で、思春期青年期相談については、特定相談ということで個別の相談だけではなくて、当事者支援、家族支援ということでプログラムを実施させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小田委員 TOKYO チャレンジネットの所長をしております小田と申します。

TOKYO チャレンジネットは、歌舞伎町にあります東京都健康プラザ「ハイジア」の3階の相談窓口で、住居がない方、あとなくなる恐れがある方に対する相談窓口として、平成20年から開設をしております。相談に来られる方は、コロナ禍の中で非常によくあったんですが、そのコロナ禍が終わった後も、実際家がなくなってしまう、なくなる恐れがあるという方は、若い方、年齢を問わず毎日のように相談に来ているところがございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○二瓶委員 東京保護観察所の主席保護観察官をしております二瓶と申します。今日

どうぞよろしくお願ひいたします。

保護観察所は、少年だけではなく、大人の保護観察も含めて保護観察決定があった者、または、少年院からの仮退院、または、刑務所からの仮釈放中の者、それから、刑務者の更生緊急保護、相談等々の業務を担っております。昨年度の更生保護法の改正で、地域援助という形で、その刑の執行経過が終わったあと、その援助とか地域の関係機関とのつながりについても、注力をしていこうというところです。コロナが明けたせいなのか、少年の保護観察決定が徐々に増えてきている形で推移をしているところです。ここでいただいた情報をもとに、また適切な機関につなげて連携して、職務に当たればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市川清志委員 東京都保護司会連合会の事務局の市川と申します。

保護司は、今の観察所の方のお話でしたが、少年だけじゃなくて成人を扱っておりますが、その特徴的なのは、問題を抱えている中でも、非行、犯罪という経験をして、それでそういう人は、この地域で生活していくにはどうしたらいいかということでの寄り添いという形で支援をしているというところがございます。いろいろな問題を抱えておりますので、関係機関の方々等々にいろいろご相談申し上げることが多いと思いますが、また、さらにその期間が終わったあとをどういうふうにするんだというあたりの課題になっております。これからも、特に少年は大事だと思いますが、成人の方を扱いますと、どうしてももう少し早く何かできなかったかなという思いをすることも多うございますので、こういった機会でいろいろ教えていただけるようにして、今後活動をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市川主査（井口委員代理） 新宿少年センターの市川と申します。

少年育成課の少年センターは、都内に8箇所ございまして、新宿少年センターは杉並・中野・新宿の3区を担当しております。本日出席予定でした井口主査は、別の会議のため、代行で参加させていただきます。

井口は、3区にお住まいのお子さんや、親御さんからの相談を主に対処させていただいております。私のほうは、補導班として、毎日のように、歌舞伎町に行っております。もちろん、杉並、中野にも行くのですが、ト一横キッズがいる関係で、歌舞伎町のほうに毎日行っています。居場所のない子が東京都内だけではなく全国から集ま

るということで、その都度、児童相談所に通告したり、親御さんに引き渡したりしています。集まる人は入れ替わっているのですが、トータル的に見ると、人数は全然変わらないという状況なので、なかなか苦労しているのですが、警視庁少年育成課の中には、事件班もありまして、薬物を売ったりする被疑者の検挙とか、児童買春の性的な被害にあう児童の保護と被疑者の検挙も行っております。検挙と対策の両面で活動を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石田課長（高橋委員代理） 東京都子供政策連携室企画調整担当課長の石田友樹と申します。本日、企画調整課長の高橋の代理で出席させていただいています。よろしくお願いいたします。

私ども、子供政策連携室は令和4年4月にできて、まだ3年目と、とても歴史の浅い部署でございます。私ども子供政策連携室は都政の施策全般を子供目線で捉え直して、子供施策を総合的に推進していくといった部署でございます。今回、この協議会の中でも議論されることになるかと思いますが、子供・若者計画の改定にあたりましても、深く関与していく部分でございます。皆様方と連携をしながら取り組んでいければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村委員 東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。

消費生活総合センターでは、契約等でトラブルになった者などの解決のために相談員が相談を受けているというような状況でございます。最近の若い人たちの被害の傾向で言えば、投資セミナーなど、いわゆる「投資をしませんか」ということも含めて、マッチングアプリがきっかけだったり、SNSがきっかけだったりして、そういうところに誘われる人が多いです。一番困っているのは100万円ぐらいのセミナー代を払うために、消費者金融など、何か所かからアプリで借金をして、そのまま現金で払ってしまうことです。儲かると思って払っていたのに儲からない、そのうち借金の返済を迫られて困ってしまったという段階でご相談に来るといったケースがとても増えております。それは、ただ若い人というだけじゃなくて、実は障害をお持ちの方とかにも相当被害が広がっているという状況で、センターとしても、いろいろなところと連携を図りながら、そういった障害をお持ちの方の被害を救済していければと思います。ご協力をお願いいたします。

○津田委員 東京法務局人権擁護部第三課長の津田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本年度から新委員として参加させていただくことになりました。後ほど、議題のほうに、私どもの機関が参加に至った経緯と、どういうことをしているのかということ、簡単にご紹介、ご説明させていただく時間をいただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○林委員 日本司法支援センター東京地方事務所の林と申します。よろしくお願ひします。法テラス東京といったほうが皆様方にはなじみがいいかもしれません。

法テラスですが、刑事に関しては、国選弁護人に関する業務を行っております、弁護人を決めるという作業をしております。民事部分に関しましては、どこに相談したらいいかわからない方に対して、どういう相談機関があるとか、法的にこういう法制度はこうなっていますよという法制度のご案内とかをしております。あと、経済的に余裕のない方に対しては、無料の法律相談を行っておりますし、弁護士や司法書士の費用が必要な方には、お立替えをするということも行っております。先ほど、消費生活総合センターの方がおっしゃったとおり、そういう問題で申込みがされることも多いなと感じておりますので、皆様方と連携して取り組んでいけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○伊野社会連携事業マネージャー（井村委員代理） 認定特定非営利活動法人育て上げネットの伊野と申します。本日、執行役員井村の代理で出席させていただいております。

私どもは、2004年に設立されまして、東京都立川市を拠点に、若者の就労支援を行っているNPO法人になります。また、立川市以外でも、杉並区や大田区など、複数の拠点を持ちまして、就労支援及び学習支援、居場所の事業運営を行っております。先ほどもいろいろとお話が出たとおり、若者の就労支援を目指すにあたりまして、やはり闇バイトの問題ですとか、ヤングケアラーの問題ですとか、ト一横の問題ですとか、様々な複合的な問題が増えているということがありますので、皆様とぜひ連携させていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井委員 三鷹に本部を持っていますNPO法人文化学習協同ネットワークの藤井

といます。

もともと不登校の子どもたちのフリースクールから始まった団体ですが、小学校の低学年のフリースクールから、今は厚労省の若者サポートステーションだったりとか、同じく厚労省の生活困窮者自立支援制度に基づくいろいろな事業であったりとか、それから市区町村によっては、いわゆる昔でいう適応指導教室の受託をしたりということもしているNPO法人です。子ども期から成人期までの社会参画をどう保証するのかという、自己認識としては、教育NPOと我々は言うんですけども、いろいろなものに手を出しているNPO法人です。よろしく願いいたします。

○西村委員 東京都若者総合相談センター、若ナビαの委託を受けてやっております、メンタルケア協議会の西村と申します。

東京都の若者総合相談、若者の広い相談窓口として、昨年度は年間1万件を超える相談件数となり、本当に多岐にわたる相談を受けていると思っております。その中で、皆様のお力を借りて解決しなければならない問題も増えていると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

なお、東京都教育相談センター次長古谷委員、東京都女性相談支援センター所長高岸委員、厚生労働省東京労働局職業安定部職業安定課長森委員、東京しごと財団正規雇用対策担当課長小倉委員、公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長代理佐藤委員、公益財団法人東京都人権啓発センター総務課長伴委員、ひきこもりサポートネット統括責任者藤原委員におかれましては、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

ご欠席の委員のうち、厚生労働省東京労働局の森委員より都内新卒応援ハローワーク、都内若者支援施設一覧の資料提供をいただいております。タブレット内及び皆様に事前にお送りした資料で後ほどご確認ください。

次に、本日の資料及びタブレットの使用方法的確認をさせていただきます。

本日の資料は、タブレットの中にございます。連絡調整部会資料にまとまっておりますので、横にスクロールしてご覧ください。

また、本日の出席者名簿につきましては机上に配布しております。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行は座長の山本がいたします。

○山本座長 それでは、進行させていただきます。

まず、議題1、東京都子供・若者計画の改定についてでございます。

資料1をご覧いただければと思うのですが、令和2年4月に、第2期を策定いたしましたこの計画ですが、改定に向けて、今年度より第34期の東京都青少年問題協議会を立ち上げまして審議しているところでございます。この改定に向けた状況をご報告させていただきます。

こちらの資料1でございますが、東京都子供・若者計画第2期の概要となっております。本計画の性質でございますが、子供・若者育成支援推進法に基づく法定計画でございます。計画期間は、令和2年度から今年度までとなっております。また、対象は義務教育年齢に達するまでの乳幼児期、小学生年代の学童期、中学生年代から概ね18歳までの思春期、概ね18歳以降から概ね30歳未満の青年期としており、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象としております。このポスト青年期のものとは、子供・若者育成支援推進大綱を引用いたしますと、「円滑な社会生活を営む上で困難を有する30代、また、大学などにおいて社会の各分野を支え、発展させていく資質能力を養う努力を続けている30代」となっております。

なお、この若者という言葉につきましては、こども大綱の解説では、「法令上の定義は無いが、思春期及び青年期のものとし、子供と若者は重なりあう部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、特に若者という語を用いることとする」とされております。

次に、東京都子供・若者計画の理念でございますが、「全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援すること」を掲げております。この理念のもと、基本方針3点、施策推進の視点3点、約400の事業を一覧化し、子供・若者育成支援を効果的に推進していくものとなっております。

次に、2枚目の、「こども基本法・子ども若者育成支援推進法」をご覧いただければと思います。令和5年4月に、こども基本法が施行され、同年の12月にはこども大綱が閣議決定されました。

このこども基本法では、第2条第1項において、こどもの定義を、「心身の発達の

過程にあるもの」といたしました。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指すとしております。

また、この子ども施策の定義につきましても、同条2項のこの各号に掲げる施策のほか、これと一体的に講ずべき施策とされております。この一体的に講ずべき施策とは何かと申しますと、例えば、若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援といった、子どもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策が含まれるとしております。そして、第11条におきまして、この子ども施策を策定し、実施し、評価するにあたっては、当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされました。

また、9条において、政府はこれまで別々に作成してきた「少子化社会対策基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」、この協議会の根拠法令ですね、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、この3つの法律に基づくそれぞれの大綱を1つに束ね、「子ども大綱」を定めなければならないとしています。

よって、これまで都道府県は、子ども・若者育成支援推進法第8条に規定のとおり、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して計画を定めてきましたが、子ども大綱の策定に伴いまして、子ども・若者育成支援推進大綱などが廃止となったため、子供・若者計画の改定にあたっては、この子ども大綱を勘案して策定する必要があるとございます。とりわけ、この子ども大綱の中でも、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項の各号に掲げる内容を勘案して策定していく必要があるとございます。

3枚目をご覧くださいいただければと思うんですが、これは子ども大綱と都の計画の関係を図示したものとなります。都の子供・若者計画は、子ども大綱における旧子ども・若者育成支援推進大綱の部分を勘案して策定していく必要があるとございます。

次のページをご覧くださいいただければと思います。「第34期東京都青少年問題協議会の開催について」ということで、この、我々は青少協と呼んでおりますが、この青少協でこの子若計画第3期の計画を審議してまいります。

先日、6月14日、東京都青少年問題協議会第1回総会を開きまして、知事より諮問を受けました。この後、専門部会の方で審議をしていきまして、12月の中旬には答申をいただく予定となっております。右側の34期の検討の進め方をご覧いただければと思うのですが、特徴として3つございまして、第1点は、この計画の改定にあたっては、こども基本法にもありましたように、当事者から意見聴取をしていこうと思っております。孤独・孤立、ヤングケアラーなど子供・若者の社会課題が顕在化しているということで、この困難を抱えた若者の意見聴取を行い、学識経験者たちの議論に反映していきたいと考えております。

また、2つ目といたしましては、NPOなどの若者たちと、施策を検討していきたい。このNPOなどで若者支援に当たっている20代、30代の青年たちで構成する若者部会というものを新たに設置いたしました。この若者部会では、声を上げづらい困難を抱えた若者の意見を、今回の計画でも聞いていくのですが、来年以降、新たな計画ができて継続的に聴取していく具体的な仕組みといったものを検討させていただいております。こちらに図示しているように、青少協の中に学識経験者の若年支援部会と若者たちの若者部会、両部会で検討を行っているところでございます。

あと、3つ目といたしましては、我々生活文化スポーツ局で、この青少協の事務局を通常行っているのですが、今回につきましては、政策企画局、東京都の総合調整を行うこの政策企画局も入ってもらって、共同事務局として、青少協の議論を各分野の所管局と調整していけるように、共同で行ってまいります。

続いて次のページ、見直しの視点をご覧いただければと存じます。

子供・若者計画の改定にあたって、見直しの視点を記載させていただいております。

まず、1をご覧いただければと思うのですが、先ほど申し上げました、国のこども大綱などを踏まえまして、改定のポイント、論点を4点にまとめさせていただいております。

1点目として、子供・若者計画の、施策の推進の視点というところがあるのですが、この柱に、子供・若者を権利の主体として認識することであるとか、ウェルビーイングの観点を新たに加えるほか、意見を聞きながら支援に反映するというのはこれまでも記載にあったんですが、これを柱として反映すること、また、ライフステージを見

通した切れ目のない支援といったものも、柱として立てていくことを検討しております。

2点目としては、孤独・孤立対策推進法が施行されました。また、子供・若者育成支援推進法にヤングケアラーを国や自治体による支援の対象として対応を強化することが明記されました。そのヤングケアラーにつきましても、18歳までの子供たちだけではなく、20代、30代についてもヤングケアラーなんだということで法に明記されたことを受けまして、現在の子供・若者計画の「困難な状況ごとの取組」のページ、これに孤独・孤立、ヤングケアラー、若者ケアラーを加えることを検討してまいります。

3点目といたしましては、子供・若者支援施策の具体的な展開に、子供・若者の意見聴取等の取組の反映も検討してまいります。

4点目といたしましては、こども大綱において、当事者の視点に立った数値目標が設定されたことを踏まえまして、都においても、ウェルビーイングの向上を目指す数値目標の設定を検討していこうと考えております。

続いて、2ですが、法や条例、大綱を踏まえ、子供・若者への意見聴取の取組を実施してまいります。具体的には、どういった意見聴取かと申しますと、地域の居場所を利用している若者や、18歳以上のケアラーさんから意見を聴取し、計画改定の議論にご活用いただくほか、先ほど申しました若者部会で検討していく、困難を抱える若者から意見を聴取していく仕組みなどを検討してまいります。

なお、子供分野につきましては、本日ご参加いただいております、子供施策連携室が実施する子供の意見を聞く取組の結果などを、最大限活用させていただければと考えております。

3につきましては、第2期計画以降に策定改定された都の各局の計画と整合性を図ってまいります。具体的な関連計画につきましては、記載のとおりでございます。

雑駁ではございますが、子若計画の改定説明は以上でございます。

○山本座長 ただいまの説明につきまして、委員の方々から何かご質問等はありませんでしょうか。

また、これからの議論を進めてまいりまして、秋には、こちらの支援協議会の代表

者会においても、ご報告とともに、議論もしていきたいと思っております。答申の取りまとめの前に、こちらの支援協議会の皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。質問はないということによろしいですかね。

続きまして、議題2でございます。東京法務局におけるこども・若者の人権擁護活動の強化についてということで、タブレットのデータでは資料2をご覧くださいと思います。東京都法務局様から、若者を含む子供の人権擁護活動の強化のために、東京都子供・若者支援協議会に参加をしたいとお申し出をいただきまして、令和6年度の会議より、東京都子供・若者支援協議会及び連絡調整部会の構成員に加わっていただくことになりました。新しく委員に加えられたということで、法務局における子供・若者の相談事業の状況などにつきまして、ぜひご紹介いただければと思います。

それでは、東京法務局の津田委員、よろしくお願いいたします。

○津田委員 改めまして、東京法務局人権擁護部第三課長の津田と申します。簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参加の経緯になるんですけども、私ども東京法務局の人権擁護部ですが、人権擁護業務を行っている国の行政機関でございまして、法務省の人権擁護局の地方機関とか下部組織として位置付けられる機関になってございます。

法務局の職員と、人権擁護委員という、市区町村長から推薦をされて法務大臣が委嘱する民間のボランティアの方がいらっしゃるんですが、そういう方と協力しながら、日々人権の活動を行っているといった機関でございます。

参加の経緯としましては、皆さんよくご承知いただいている部分かと思うんですけども、近年、児童生徒に対するいじめの認知件数ですとか、不登校の児童生徒の数、小中高の自殺の件数というのが増加をしている状況であると。あとは、厚労省のホームページなどを見ますと、20代、30代の若者死因の第1位を自殺が占める状況が続いているという状況もあり、深刻な状況が生じているというところでございます。また、旧統一教会をきっかけとした、宗教二世、三世の問題については、通常はいじめとか虐待と比べて、分かりにくいというか、被害が潜在化しやすいのかなと考えております。こういった状況もある中で、法務局としては、若者を含むこどもの人権擁

護活動の強化に取り組まなければいけないということで、関係機関と連携した取組を開始することとなったという次第でございます。その関係機関とのネットワークを構築させていただくために、子供・若者支援地域協議会への参加の取組を進めているというのが、今回の参加に至った経緯でございます。

次に、私どもの機関で行っているこども・若者相談事業の状況について、ご説明させていただきますと思います。タブレットの資料2の参考資料1をご覧くださいと思います。こどもの人権SOSミニレターという資料ですけれども、平成18年度から、全国の小学校、中学校で全員にミニレター、切手が不要で便箋と封筒が兼用になっているペーパーですが、これを配布する取組を行っております。左下に、小さく見本を示しているんですけども、このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取って、便箋部分を入れて投函すると最寄りの法務局に届くという仕組みになっております。届いたミニレターについては、法務局の職員と人権擁護委員が協力して、返事をお手紙ですとか電話とかいった方法ですするという処理の流れになっています。この取組につきましても、先ほど申し上げたんですけども、こどもの人権擁護活動の強化のために、昨年度から配布場所、置かせていただく場所を拡大しまして、もともとの小学校、中学校だけではなくて、児童相談所や、児童養護施設、児童自立支援施設、児童館、こども食堂ですとか、そういった機関の方にご協力いただきまして、順次配布を行っているというところでございます。

相談内容としては、本当に多岐にわたる内容のご相談をいただいております。学校のことであったり、友達のことであったり、家族のこと、自分の性格の悩みであったり、将来の進路だったり様々ですが、中には、いじめであったり、虐待であったり、体罰に関するご相談、そういったレターの内容のものもございます。事案によっては、学校の方ですとか、児童相談所の方に連絡をして、対応をするというものもございません。

次に参考資料2をご覧くださいと思います。これは私どものリーフレットになるんですけども、人権相談業務としまして、今申し上げたミニレターのほかにも、若者を含む一般的な人権相談を受け付けている「みんなの人権110番」、あと、こどもの人権についての専門ダイヤルの「こどもの人権110番」、こちらは通話料無

料になっております。ほかにもLINEによる相談を受け付けている「LINEじんけん相談」ですとか、女性の人権についての専用ダイヤルである「女性の人権ホットライン」、インターネットによる相談なども行っています。また、面談での相談も随時行っています。

加えまして今年の9月からは、GIGA スクール端末、小学校、中学校で児童生徒一人一人に1台ずつ配布されている端末なんですけれども、こちらからの人権相談が可能となる取組も開始をする予定となっております。

こういった相談についても、法務局の職員と人権擁護委員が応答しまして、様々な助言を行ったり、適切な機関にお繋ぎをしているんですけれども、こういった取組を通じて、人権侵害の早期発見、救済に努めているというところになります。

件数としましては、コロナ禍もはさむんですが、ここ数年増加傾向にございまして、去年は東京法務局で年間1万9,089件という件数で、1日あたり大体80件弱の相談が寄せられているところです。この相談の中には、家庭内での虐待が疑われるものですとか、自殺をほのめかすような内容のものもございまして。こういった相談をきっかけとしまして、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、相談から一歩進んで、人権侵害事件として、救済手続を開始して、その内容に応じて助言だけではなくて、実際にその相手方とか関係者の方に対して事実関係の調査をして、事案に応じた措置の対応をするということもございまして。

最後に、法務局のほうの人権侵害事件として救済手続を開始した事案を、簡単に説明したいと思います。

まず、先ほど申し上げたSOSミニレターをきっかけとした事案になるんですけれども、中学生の本人から、親から顔を蹴られたとか、背中を殴られたといったようなミニレターが届いた事案になります。虐待の疑いがあると判断をしまして、すぐに学校と児童相談所に連絡させていただいて、児童相談所のほうから通告という形で受理され、調査を行っていただいて、最終的に学校含めて、生徒に対する見守り体制を構築することができたといったような事案が何件かございまして。

ほかには、こどもの人権110番ダイヤルですが、それをきっかけとした事案をご紹介します。小学生の児童本人から、親から棒でたたかれたりとか、

外出をさせてもらえないといった内容の電話がありまして、内容から身体的虐待やネグレクトといった状況が疑われるという判断をしまして、担当者が小学校にまず情報提供させていただいて、児童への対応を依頼しましたところ、学校の先生のほうで家庭を訪問していただいて状況を確認してもらおうといった流れを経て、最終的に子ども家庭センターとの連携も含めて、見守り体制を構築するに至ったといったような事案もございました。

ごく一部ですが、人権相談をきっかけとして、私どものほうで関与させていただくことで、関係機関との連携が図られた事案というのを2例ご紹介させていただきました。

東京法務局としましても、今回新たに参加させていただいて、関係機関と密接に情報共有・連携を行う横のネットワークと、特定の年齢で切れることなく支援を行う縦のネットワーク、包括的な支援体制を構築させていただきまして、社会生活を円滑に営む上で子ども・若者に対する支援を積極的に行っていきたいと考えておるところでございます。

以上が簡単ではございますが、機関の説明となります。ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたしたいと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、委員の方から何かご質問等はございますでしょうか。どうぞ。

○石田課長 子供政策連携室の石田でございます。ご説明ありがとうございました。

先ほどのご説明の中で、小中学校の GIGA 端末を活用した人権相談を検討されているということで、これは、どういうやり方を想定されているのか、端末にリンクを貼って、そこから何か相談をする、フォームに入れるとかでしょうか。

○津田委員 端末に何か貼るとかではなくて、学校のほうにアクセスできる URL ですとか QR コードというのを周知をさせていただいて、それを GIGA 端末から読み込んでいただいて、相談フォームにアクセスし、相談していただくことを想定しております。

○石田課長 ありがとうございます。

○山本座長 どうぞ。

○久保課長 児童相談所の久保でございます。

子供の声をきちんと拾っていくということは、とても大事なことだと思ひまして、児童虐待の受理経路のほうから見てみると、子供自身からの発信って非常に少ないです。数%とか1%とかそれぐらいなんです。

ほとんどが、警察だとか関係機関とか、そういうところからになってくるわけなので、こういうような仕組みを、学校のほうでは、デジタル GIGA 構想の端末からとか、いろいろな形で拾っていくってことは本当に大事な視点だと思います。

加えて、宗教二世問題についても、昨年度、こども家庭庁が調査をしまして、児童相談所でも、都内の都児相の管内でも数件該当ケースがございまして、非常に発信がしにくいし、発信したら、スティグマになってしまうという、非常に難しい問題であると思ひしていますので、また、そういうことで連携を含めて取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山本座長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○西村委員 先ほどの端末のことで、お聞きしたかったんですけども、私たち、子供が虐待をかなり受けている、もしくは、本人が自殺したいというような、かなり切迫した相談が、この端末からの SNS なんかで入ってくるのが、ごくたまにあるんですが、そのときに、LINE から入って来るときには、LINE 社とか、携帯電話のキャリアなどから本人を特定して助けるというような、そういうルートができてい るんですが、子供用の学校で配られている端末などから SNS に入った場合に、それがなかなかできなくて、結局どういうふうにやってもらったのか分からないんですが、最終的には特定してもらって、介入してもらったということが、割と最近にあったんですね。

そういうようなことで、この配られている端末というのは、そういうところでどうなっているのかなというのは、もし分かったら教えていただきたいと思ひます。

○津田委員 私どもこの9月から開始する予定でして、まだそういった事例で、どういふふうな対応でという想定ができないところです。

おっしゃるように、LINE でそういった自殺したいというか、かなり具体性のあ

る内容でご相談いただいた場合は、警察などの関係機関と連携して対応することになります。実際には、GIGA スクール端末でもそういうご相談いただいた場合に、おっしゃるようにならざるやうにどういふふうに対応したらいいのかというのが、今後の課題でもあると思ひますので、そこは、情報提供させていただける部分がありましたら、協力していきたくて思ひます。

○西村委員 そのときのルートを、どこにどういふば特定していただけるのかとか、そういうようなことをはっきりしておいていただけると、多分、いろいろなところでそこから発信してくるんじゃないかと思ひるので、運営しているところに知らせていただけると、とてもありがたいと思ひます。

○山本座長 ありがとうございます。

なお、東京法務局様からは、連絡調整部会のネットワークを活かして、実際の支援に至ったモデルケースがあれば、教えていただきたいとご要望いただいております。

当部会は、構成機関相互の情報共有やつながりの構築強化のために設置しております。会議開催の際は、各相談機関などにおける現況や支援の取組事例等を共有しており、都としても各構成機関における取組を勉強させていただくとともに、都内、区市町村、地域支援者への情報共有などを行うほかの事業との連携のきっかけとなっております。

続きまして、議題3に移ります。タブレットのデータでは、資料3をご覧ください。

東京都は令和元年に策定した東京都再犯防止推進計画に基づきまして、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、必要な取組を推進してきました。

その取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組のさらなる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、第2次東京都再犯防止推進計画を策定いたしました。改定の概要などについてご説明いたします。

それでは、都民安全推進部都民安全課沖野課長代理、説明をよろしくお願ひいたします。

○沖野都民安全課課長代理 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課の沖野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度、第一次計画の5年計画の最終年度に令和5年度があたりまして、昨年度中に改定作業を本格化して、令和6年3月、昨年度末に、第二次東京都再犯防止推進計画を策定しまして、私が担当して、今も同じ担当におりますので、計画の詳細、基本的な方向性であるとか、主な取組のところを説明させていただければと思っています。

そもそも、都内の刑法犯の検挙人員というのは、全体では大きく減少してきています。特に初犯者というのは大きく減っているんですけども、再犯者の減少幅はそれに比べてかなり小さくて、再犯者の割合が約5割で、これがなかなかそこから下がらないと、そういう課題があります。そこをターゲットに策定した計画になります。

そもそも、犯罪をしてしまう方には、ご自身だけではなくて、高齢であったり、障害をお持ちであったりだとか、あと家庭が崩壊してしまっているとか、様々な生きづらさがあると。そういったところをいろいろなところから支援して、社会全体で継続的な支援をすることで、そういった方が更生保護の中で立ち直っていく、結果としてそれは安全安心な社会の実現につながっていくので、社会全体のメリットがもちろんあります。そういったところで、平成28年にできた再犯防止推進法の考え方に則ってつくられた地方再犯防止推進計画、都道府県にも策定の努力義務が課されましたので、それに基づいて定めている計画になりますので、そこを前提に説明をさせていただきます。

スライドの2ページ目を説明させていただきます。今申し上げたところと重複するんですが、そもそもの計画の位置づけと経緯のところから説明させていただきます。

今日、子供・若者支援協議会で説明させていただくんですが、この計画は、成人と少年と両方を対象としておりまして、非行のある少年の円滑な社会復帰というのも目的の一つとしておりますので、皆様にこの計画についてご理解を深めていただくことで、子供・若者支援の取組の推進の一助となればという趣旨で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、東京都再犯防止推進計画の位置づけと経緯です。平成28年の12月に再犯防止推進法が施行されまして、それに基づいて法務省が平成29年12月に再犯防止推進計画を策定いたしました。この再犯防止推進法の中で、全地方公共団体に、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が課されました。これを受けて東京都は動きまし

て、私が所属する共生社会担当ラインもこの時にでき上がって、令和元年の7月に、東京都の再犯防止推進計画を策定いたしました。これが元年度から5年度までの5年計画という、国が先に計画の改定年度を迎えますので、国も同じように5年計画になってございます。令和5年3月に、国の第2次再犯防止推進計画が策定されました。

東京都は、東京都の現行計画、一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画を勘案しまして、昨年度第二次計画を策定いたしました。目的は、第一次計画のときから引き続きまして、「犯罪をした者等」という言い方をするんですが、ここが成人も非行少年も両方含んでいます。こういった犯罪を犯した者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、必要な取組のさらなる充実進化を図る。もって、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。これが目的となっております。

次のページに入っていただきます。第一次計画下における取組とその成果を検証した結果、確認された課題についてご説明いたします。

お示しの3点が確認されておまして、特に①のところは、この協議会にも関わってくるかと思っております。

いろいろな課題が再犯防止を進める上であるんですけども、就労の確保、住居の確保等、そういったところを整えて、初めて更生保護が実現していくと。就労や住居の確保、そして非行の防止等、いずれの課題も、その解決には、東京都、国、区市町村と保護司様を代表とする民間協力者等の一層の連携強化が不可欠である。再犯防止の推進に係るいずれの取組も、就労にしても住居にしても、一主体のみで完結するのはございませんで、各主体間の連携の更なる強化、これが必須であります。この点はこの子供・若者支援においても同様と認識しております。非行少年もしくは非行少年であった者を支援する際に、支援の主体間の連携が十分でないと、必要な情報の共有漏れ、遅延等により、取組の効果が下がってしまうので、それを解消するためにこういった場があるのかと考えてございます。

②は、情報が様々点在しているため、犯罪をした人などの支援者、保護司様であったり社会福祉士様、精神保健福祉士様であったり、更生保護女性会であるとかBBSであるとか、様々な民間の支援者の方がたくさんおられますが、こういった方々

が必要な情報に簡単にアクセスできなかったというような問題意識がございます。

3つ目は、地域における再犯防止の現場を担う区市町村に、体制やノウハウの不足がありまして、なかなかその知識を自ら独自で学べるようなスキームが無いので、そういうノウハウの不足によって、区市町村の再犯防止推進計画は、やっと昨年末半分に届いたというぐらいなので、取組が進んでいない区市町村も未だ多いということです。

この3点を踏まえて、第二次計画期間における基本的な方向性ということで、協議会等を経て、3つ定めさせていただきました。

①、再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用、まさにこういった場を想定しておりまして、今日の会議は、子供・若者支援協議会ですが、就労の確保を目的とした協議会であるとか、住宅政策本部の住居の確保を目的とした協議会であるとか、そういった場合に法務省様であったり、いろいろな機関が参加しているので、そういった協議会を想定してございます。再犯防止につながっていく関連協議会等多様な場を活用して、東京都、国、区市町村、民間協力者等の各主体が、その連携をさらに強固にする。これが結果としては、各取組の効果的な推進につながっていく。これを1つ目の基本的な方向性としました。

2つ目は、保護司の方をはじめとする民間の協力者の方々に再犯防止に資する幅広い情報を多様な方法で提供していくこと。今、DXもどんどん広がってきておりますので、それを活用してお渡ししたりとか、逆に、高齢の方であれば、紙のほうが見やすいという意見もたくさんいただいております、これもやめないで同時に渡していくとか、そういったことを考えております。

③は、区市町村支援の視点でございまして、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現していく。東京都は広域自治体でございますので、その立場を踏まえて区市町村支援という視点は、全取組に欠かせない視点であると考えてございます。

経過期間は、今年度から令和10年度までの5年間です。

次のスライドに行っていただきまして、第一次計画下において、再犯防止推進法というものも平成28年にできたばかりで、まだ、国の計画の中で、国の役割、都道府県の役割、区市町村の役割というのは、第一次計画下では明確には示されておられませ

んでした。東京都も、国への提案要求を使って、そこを明確にさせていただけることで、各自治体の取組が進むんじゃないかと、5年間頑張ってきて、令和5年3月に策定された国の計画で、都道府県の役割というものが明記されました。それを抜粋させていただいております。

都道府県の役割、私どもの役割ですが、広域自治体として市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるべし、と。もう1つは、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる支援などを、実情に応じて実施していただきたい。この2つでございます。この役割を踏まえて、基本的な方向性等も議論して定めるところでございます。

次のスライドに移っていただきまして、国及び区市町村の役割というのは、お示しのおおりになっております。各主体が明示された役割を果たすとともに、相互の連携を強化して支援に取り組んでいくことが重要というのが、国と認識がしっかり一致しているところでございます。

次の7ページに行っていただきたいと思っております。第二次計画の主な取組について説明させていただきます。

この青字の部分が重点課題ということで、6つ設定させていただいております。

「就労・住居の確保等」と「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「非行の防止・学校と連携した修学支援等」、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等」、「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」、6番目が「再犯防止のための連携体制の強化等」です。

赤字の部分が、第一次計画時から更新した取組であるとか、新規の取組、あと第一次計画時に既存であったのですが、重要な取組を赤字にさせていただいております。

各々の取組は、困難に直面している子供・若者支援にも、つながるものとなっております。重点課題ごとに取組がありますので、この各取組、主要な取組、赤字の取組を中心に詳細を説明させていただきます。

次のページに移っていただきます。

まず、就労の確保。出所者であるとか、非行を経験した少年というのは、いろいろな困難を抱えているんですが、仕事がない、住居がない、高齢である、障害を抱えて

いる、こういった生きづらさを抱えておりまして、ここは、社会的な支援が必要になっていくところがあって、それが立直りに大きく寄与して、最終的には社会の安全安心につながると考えています。

まず、就労の確保です。東京都の取組で、ソーシャルファームの創設を促進します。ソーシャルファームとは何かというところだと思うんですが、これは、自立的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、従業員と共に働いている社会的企業ということで、障害があったりだとか、更生保護対象者も含むと明記いただいているんですが、こういったなかなか就労を自分で簡単に見つけられないような方です。こういった方々を、あえて雇用していただいて、一緒にその中で立直りを見守っていただいたり、支えながら雇用していただける、こういった会社をソーシャルファームと認定しておりまして、東京都から助成を一部出す、そのことによって、ヨーロッパで始まった考え方なんですけれども、就労確保できて、それが立直りにつながっています。これが、第一次計画下で産業労働局が条例をつくって具現化したもので、今、企業数が少しずつ増えていっているところなので、第二次計画下でこれを加速させるということです。

次は、住居のことです。公共住宅等や民間賃貸住宅、「東京ささエール住宅」と呼んでいるんですが、これを活用していただく。民間賃貸住宅を、これもソーシャルファームと同じ考え方で、住宅の確保がなかなか難しい方々にあえて賃貸住宅を賃貸してくれる大家さんに、一部助成を出すことで、こういった方々の住居確保をしていく。ホームページで、チェック項目に、障害がある、高齢であるとかというところでチェックを入れて、「何々区」と入力したりして、「検索」とやると、入居を断らない、「ささエール住宅」に登録いただいている住居が出てきます。ここに、「更生保護対象者」というのも、チェック項目に入れていただいているので、こういったものを活用できると、前歴を理由に、非行を理由に、住居を断られているときに大変有効であると。

2番は、まず、地域生活定着促進事業です。これは、国の法に基づく事業になってございまして、高齢また障害により福祉的な支援を必要とする、矯正施設の出所予定者等に対して、特別調整の協力等を実施。これは、出所に合わせて、こういった方の

福祉的支援というのを事前に整えて、出たときに何も支援がないという状況にしないように、こういった事業を福祉局が進めています。

下のほうは、薬物依存です。薬物であったり、暴力団に入っているとか、DVもそうですが、再犯性の高い犯罪については、個別の対応が必要であるという考え方を持っていて、そういったところをクリアにするために、各取組があると。ここは、薬物依存、福祉局と保健医療局と警視庁が連携して実施していく。区市町村等の一時相談窓口と都立の精神保健福祉センターとか、都の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携して、薬物依存からの回復を支援する。極めて再犯性が高いものなので、その犯罪に合わせたアプローチをすることで、再犯を防ぐ、再非行を防ぐというものです。

次の9ページに行っていただきたいと思います。少年、若者の非行の防止と学校と連携した就学支援の取組になります。

東京都には、ほかにもたくさん取組があるんですが、「非行の入口」と言われる子供の万引きが、“ゲートウェイ犯罪”というような言われ方をされていて、幼い頃に万引きをして、犯罪に対する罪悪感が麻痺して、どんどん大きな犯罪に手を染めていく。再犯を繰り返していく。そこを、最初を食い止めようということで、小学校において「万引き防止をテーマとした音楽劇」を実施して、子供の規範意識を醸成すると。音楽劇を実施して、それを見た子供たちに標語みたいなものを考えていただいたりとか、それをポップにして、その小学校の近くの地域に配ったりということをやって、子供の頃に規範意識をつけさせて、万引きをさせないということをしています。

この下の4番の、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援という言い方をするんですが、これはまさしく再犯性の高い犯罪に対する取組になります。

その中で、「犯罪お悩みなんでも相談」という相談窓口を設けていて、犯罪をした者やその家族等を対象に電話で相談を受け付ける。

週に3日間受け付けていて、メールも受け付けています。社会福祉士様や精神保健福祉士様が相談対応してくれて、アセスメントをしていただいて、必要な支援機関等につなげていただけるといった取組をやってございます。

5番です。保護司の皆様をはじめとする民間の協力者様の活動の促進と、啓発活動

の推進。

民間協力者様なくて再犯防止の分野は成り立たないというところで、支援者支援の視点で、こういった方々にいろいろな支援をしていこうと。たくさんあるんですが、再犯防止に関するポータルサイトをつくって、支援機関と相談窓口を携帯電話で検索できるようにしているとか。あとは、それと同じ情報を紙のガイドブックにして、本当に絵で相談されたときの相談フローが見れたりだとか、よく相談があるような事例を13ほどピックアップして、すぐ相談機関、支援機関というのを探せるようなものをつくって、これは紙を、保護司の皆様をはじめとする支援者の皆様のお手元に届くようにお配りしたり、再犯防止に関する研修会をオンラインで実施してございます。

あと、更生保護施設の機能を維持するために、更生保護施設の改築の施設整備補助、福祉局様に実施いただいているところです。こういった立ち直り支援に携わる支援者様の活動を促進していくのが、大きな課題の一つです。

あとは、再犯防止の実態というのは、なかなか一般の方々にはなじみの深いものではございません。

ですので、都内においては、啓発して、もちろん被害者の方がいるので、単純に支援をということではない課題だというのは承知ですが、そういったことも含めて、広報啓発を強化していこうと。で、訴求性の高いコンテンツをつくって活用して、再犯防止に関する広報啓発を、再犯防止に関する実態も含めて啓発を強化していくことです。

次の10ページ目に移っていただいて、最後は、連携体制の強化です。まさしく都道府県の役割と考えていて、「東京都再犯防止推進協議会」というものを持っております。そこに保護司会連合会、法務省等も入っていただいておりますし、東京都の関係部署も全て、保護観察官はもちろん、主体となって入っていただいて、区市町村を代表して3自治体入っていただいて、そこで再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化していると。

下の青枠のところ、区市町村支援です。再犯防止の推進に向けた区市町村の担当者連絡会、62区市町村に声をかけて、年に2回程度こういった連絡会を開催する。

最近計画をつくったばかりのところに、そのときの経緯であるとか、ノウハウをお

話しいただいたりとか、新しい取組を始めた自治体があれば、それをお話しいただいたりとか、法務省様がつくった計画、私共の計画、その詳細を説明させていただいたりとか、そんなことをやってございます。

あと、区市町村様から相談や質問を受けたとき、相談窓口を設けてフォローアップをさせていただいています。

こういったことをして、区市町村様における再犯防止の取組を後押ししていこうということも、第二次計画の主な取組の一つでございます。

以上で、第二次東京都再犯防止推進計画についての説明は終わりますが、ご説明差し上げた取組は、子供・若者に対する直接的な支援でないものももちろんあります。しかし、非行少年もしくは非行少年であった方の多くは、生活の多様な困難を抱えて支援を必要としている。こういったいろいろな角度からの取組のいずれの取組が欠けても、なかなか困難を抱える少年の立ち直りはかなわないと、私共は考えております。少年や若者は、やがて成人となって、犯罪の実施主体となり得る。それを踏まえますと、少年・若者の非行防止は、将来の犯罪の抑止につながると考えております。

第一次計画期間内で機能し始めた各取組を、第二次計画期間内は、もっと深化させて、充実させるフェーズであると考えております。各課題に対応した取組を推し進めて、もちろん困難を抱える若年者の支援も含めて、都内の再犯防止の推進を加速させていきたいと、私共は考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。

○山本座長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、委員の方から何かご質問等はございますでしょうか。どうぞ。

○桑波田委員 ご説明ありがとうございました。

近年、薬物の検挙人員が増加していると聞いております。特に若年者においては、かなりこの薬物の問題が、再犯という意味でも深刻ではないかと思うのですが、現状、矯正施設ですとかそういったところで、この再犯防止につながるような支援が受けられている、その現場の実際というところがどのようになっているか、現状を教えてくださいなればと思います。

○沖野都民安全課課長代理 薬物依存、大麻が若年者の中で今すごい勢いで増えているという話はあると思います。

それも含めて、どんなことができるかというところですが、民間支援機関である「ダルク」というのがあって、東京都でやるともちろん、東京都精神保健福祉センター様であるとか、松沢病院様であるとかいったところで、その相談であったり立直りの治療を受けたりだとかいうところをやっています。これが現状になっていて、認知行動療法であるとか、医療的な支援と、「ダルク」のような自助ネットワークでの支援というのを併用してやっているというのが現状になっております。なかなか大麻に特化したような取組というのを、新しくどんどん打ち出されているわけではない状況かとは思っています。

これは、第二次計画期間の中において状況は変わっていくのかという、これだけ急激に増えていくと、もちろん、ト一横のようなオーバードーズというのもあって、何か違う角度からアプローチが必要なのかなというふうには考えております。

昨年度策定した計画の中に、大きな新しい取組を書いているかというところ、そういう状況ではないというところですが、ただ、計画期間内に、もちろんそれで新たな取組を始めることを控えてほしいというのは当然ないので、そういったものが立ち上がってくるという可能性はもちろんあるのかと思っています。

○桑波田委員 ありがとうございます。依存症の認知のところ、否定から入っていくので、なかなか医療ですとか、自助グループにつながるまでが難しい、自分でつながっていけないというのが、依存症の病理だと思うので、やはり矯正施設の段階から介入によってつながっていけるというその道は、大事といたしますか、広げていく余地があるのかと考えてお聞きしました。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、議題の4に移らせていただきます。タブレットのデータでは資料4をご覧くださいと思います。

東京都若者総合相談センター「若ナビα」の事業責任者、西村センター長より、若ナビαにおける相談対応状況報告及び事例の紹介をいただきます。

なお、事例の紹介につきましては、相談者の方に関する情報であるため、お手元の資料にはございません。こちらの画面投影のみになります。

それでは、西村委員、よろしくお願いいたします。

○西村委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先ほど挨拶させていただきましたように、メンタルケア協議会というNPOで引き受けております。私たち、令和5年からということで、今年で2年目です。今、手探りでやっている状態ですので、皆さんにまず実情を知っていただいて、一緒に考えていきたいと思っております。

私たち、もともと精神科の救急ですとか、心理相談、そして自殺防止のための活動というのを幅広くやってきている団体です。引きこもりなども含めて取り組んできております。その中で、自殺対策のほうでは、今、子供と若者の自殺が増えていて、未遂者支援なども、小学生、中学生と20代までが非常に増えてきているというような状況にありますので、若い人たちの精神的な健康問題というのが、これからどんどん問題になってくるんじゃないかと思っているところです。

実績を見ますと、若ナビαの電話、LINE、メール、面接。年末年始は実は去年もやりまして、時短でやっていた感じですが、実質日曜日がお休みで、それ以外は相談を受け付けています。

面接に関しては、長期にわたってということはなく、原則5回程度として対応していますが、支援先への同行というような形で、つなぐときは丁寧にやらせていただくというようなコンセプトでやっております。

18歳から39歳の東京都在住、在勤、在学の方というのが対象になるんですけども、実績の数が載っているところをご覧ください。令和5年度は11,816件ということで、ご相談が多かったところです。正直言って、単年度の事業を急に受けることになり、3月31日ぐらいに引継ぎを受けて4月1日から始めるという、本当にドタバタ劇のような感じで年度が始まったわけですが、それでも相談はすぐにたくさん入ってきているというような状況です。

電話が6割、LINEが35%。残りがメールや面接というようなことになっていて、やはりどこの相談窓口でも同じように女性が多く、ここは一番20代が多く、次

30代というようなことになっております。自分自身のこと、仕事のこと、家族のこと、そのような相談が多くなっているかと思えます。

平成26年度からの相談件数の推移のグラフをご覧ください。平成21年から始まっているのがこの若ナビαですが、私たちのところの手元にあったのが26年度からだったので、この辺からの相談件数を持ってきております。

何年かに1度は、引き受ける事業者が変わる。最近では1年単位で変わってしまっていたというような状況があつて、大変苦勞しているところではありますが、令和2年度からLINEの相談が始まり、そして令和4年度からは、20時まで終わりだったのが23時までになったということで、少しずつ相談件数が増えていました。令和5年度の伸びというのがとても大きいです。電話もLINEも両方とも伸びているということが分かっていたかと思えます。

そして、応答率ですね。この辺で相談室の引き継ぎのゴタゴタが入ってしまうんですが、機器不良で4月、5月は集計できずということになっていて、とにかく機械の使い方の引継ぎも受けない中でやっていたので、最初は分からず取れていないんですが、電話はほぼ100%、一定の割合値で取れていると思うんですが、LINEのほうは、実は電話回線が2回線、LINEの回線が2回線という形でやっているんですが、LINEのほうがつながっている間に新たに相談が入ってきてしまっています。。

でも、実は取れている数は電話のが多いという、「何でだろう」と思われるかもしれませんが、LINEのほうが非常に時間がかかるというところで、LINEのほうの応答率が悪くなっているというところなんです。

若ナビの、ほかの相談との違いとしては、対象外の人が結構入ってくるというところなんです。都外の方が結構入ってきたり、あと、年齢が小学生とか中学生だったり、あるいは40代以上の中高年以上の方が入ってくるということが多くあります。ほかの相談窓口が非常につながりにくい中で、ここが今電話とかだと100%つながるところから、かけてみたというような方もすごく多いですね。だから結構、ここはどうなるか分かりませんが、性的な電話だったりとか、いたずら系のもものも結構入ってくるなという印象を持っております。

どのような年齢と、男女構成をしているかというところ、電話のほう、SNSに比べ

ると30代が多く、そしてLINEは10代の女の子が多く、男性はどちらかという
と電話の割合が多いというか、もちろん女性の方が多いんですが、電話とSNSで
比べれば電話のほうが高く、LINEは女性のほうが割合が高い、それも低年齢のほう
が高いということが分かっていただけかと思えます。

そして、これが、先ほど言った、「なぜLINEのほうが件数が少ないのにつな
がりにくいんですか」というところになります。電話相談は平均で20分以内ぐら
いで収まっているのに比べて、16分というのが平均です、LINEのほうは平均で4
5分ということで、10代以下の若年者に関して言うと、平均で50分以上かかっ
ているということもあり、非常に効率の悪い相談手段であるとも言えます。これはど
この相談室でも同じなんですけれども、そういうことが分かってきております。より若
い人のほうが、時間がかかるというようなことも分かっております。相談慣れしてな
いということですかね。

新規、再、リピーターの割合というところで見ると、電話もLINEもそこそこ新
規の人を取れていると思うんですが、一部リピーターの方が占拠しているというよ
うな状況もなくはないです。

そして、月別新規相談と継続相談の件数を見ていて、令和4年度と比べて令和5年
度がどうだったかというのを、月別に見ているグラフがあります。

こちらが、最初は継続相談が多かった。要するにリピーターさんがいっぱいかけ
てきたのを、かなり対策をしまして、新規のほうは増えたり減ったりですが、これは
広告が入ったりすると増えるので、その余地をちゃんと空けているというような状況に
なっているかと思えます。令和5年度の前半で頑張ったのは、特に相談というわけじ
ゃないけれども電話を情動的にかけてしまうという人たちのことを、地域に戻してい
くという作業をさせていただいた、その中で新規の件数をしっかり伸ばしていこうと
いうようなことをしています。

次、電話相談で、新規、リピーター、そして再と、この3つに分けて、それぞれど
んな層が来ているかというのを見ると、明らかにリピーターは30代の男性が多いと
いうところになってきて、そして新規は満遍なく、いろいろな層が来るし、対象外
の人たちも結構入って来ます。試しに若ナビαで受けてくれるかなみたいな感じで、高

校生が入って来たりとか、40代の方が入ってきたりとかということもある。再相談はその中間的な感じではありますけれども、このリピーターというのがかなり特殊な存在であるということも、分かっていたかと思えます。

次に、LINEの相談のほうでも同じようなことを分析してみた結果、やはり、新規の相談では10代以下の若年者の方が多いのに比べて、リピーターは30代の方が中心になるということでした。この新規で困っている方というのは、若い人が、どこに相談していいかわからないって言ってかけてくる人が多いんですが、何度も何度もかけてきちゃう人は結構年齢が高い人です。実は、今日は出していませんが、病気や障害をお持ちの方々がかけてきてしまうというようなところになっています。なので、全体でみると、こういう新規でかけてくる人たちとは、だいぶ層が違うということです。

それなので、私たちとしては、新規、再、リピーターと、相談時間を短めにするとか、今までの継続した相談の記録をうまく利用して、毎回同じ話を繰り返し聞くという不毛なことにならないように、そして、もちろん断ることはしていないので、適切な相談窓口に戻していく、あるいは、地域の支援者のところとの関係性を強化していくような対応をして、少しずつ減らしていくというような対応をしております。

今日は他機関との連携ということで、どのようなところをご紹介しているかというのを待ってきました。どこの電話相談もそうですが、心理的に受け止めてほしいという方が多いので、情報提供を希望される方というのは多くはないんですが、電話の場合だと、1割強ぐらいの方が情報提供を受けた、全部で743件の情報提供をさせていただきました。

これはご案内するということですが、一番単体で多いのは、仕事・就労関係です。現実的な問題解決を望んでいる方というのは、精神的な病気を抱えている方も少なくないので、保健所関係が100件を超えてくるころかと思えます。それから女性相談や、子供、一人親、青少年関連の相談窓口も比較的多くなっているかと思えます。

同様にLINEのほうも、紹介することは多くなく、1割強の方々にしかお知らせしていないんですが、こちらは年齢が少し低い方が多いために、一番多くなっているのが、子供、一人親、青少年と、まとめてしまって申し訳ないんですが、子供家庭支

援センターとか教育相談をご案内することが多いです。そのほかに自殺相談ダイヤルです。こちらは、私たちが受託しているものではあるんですが、「死にたい」という相談がかなり入ってきて、こちらで全部引き受けきれないようなものに関しては、特に深夜もやっているのご案内せざるを得ないというケースがかなり多いということが分かっていただけるかと思います。

そして、ただ紹介しただけじゃなくて、仲介というのがあります。通報というものも、私たちは想定はしているんですが、通報は幸い昨年度の1年間でなかったんですが、仲介というのは、ご本人の了解を得て、本人の情報を直接こちらから関係機関にお伝えし、連絡をとってつながるところまで面倒を見るというのが仲介になります。LINEで2件、電話で4件の仲介というのがありました。保健所、福祉事務所というあたりが多くなっているかと思います。自殺したいと切迫している状況で保健所とか、お金がもう全然ないということで、福祉事務所ということになってくるかと思えます。

その次に、面接、仲介、アウトバウンズ、折返しというという、特殊な相談がどのくらいかというところをご紹介します。

面接の新規では22件でした。何でも会えばいいというものではないので、必要だということに関して、こちらから声かけして実施するというようなことが多いかと思えます。件数自体は少ないメール相談から、面接につながるものが非常に多くなっています。メールの相談というのは、相談したこともない、電話をかけるのも怖いという方が、何回も推敲して送ってくるというようなものも多くて、中にはかなり深刻な相談、それも相談慣れしてないがために、すぐに、「では、どこどこ行ってみたら」で終わらないケースが多いということで、まず、「お話ししませんか」というアプローチをすることが多くなってきます。LINEからも入ってきます。そして、最初は家族から相談していて、家族に促されて面接に来るというのも、もちろん入っています。

そして、仲介です。ここで先ほど言っていた仲介と件数が違うのは、面接から行っているのが6件あるので、全部で12件になってきます。先ほど電話とLINEしかお伝えしなかったのが、プラス面接で6件です。面接や、メールから面接というあた

りが、かなり問題が重い方で、手厚くやっているということが分かっていたらいいかと思いますが、まだ件数が少ないのは、どういう方を仲介したらいいのかというのが、最初数か月間迷っていたところもあって、後半かなり力を入れていったというところがあるので、今年はもう少し増えてくると思います。

それから、アウトバウンズ、折返しというのは、LINEによるこちらからの働きかけ、折り返しというのは、こちらから電話をかける。本人が、「これから死にます」、ガチャみたいで電話を切られたりとか、「虐待されているんですけど、あ、もういいです」みたいな、そういうような切り方をしてしまった場合に、110番するには情報が少な過ぎてどうしようかというところでやる、ギリギリのあたりの特別対応ということになるんですが、こういう迷うような相談が結構あるということが分かっていたかと思えます。

そこで、ちょっとだけ事例を紹介させていただきます。

実は、こういう幅広い相談というのは、医療が必要な方の相談がかなり多いと思っています。未治療の方の相談というのが結構少なくないです。（個人情報を含む内容のため、削除）すぐさま医療につながらないとその方もつらいのではないかと、でもずっと受診しなかったもので、かなり丁寧につながせていただいたというようなケースがあります。

（個人情報を含む内容のため、削除）これは保健所に直接つながせていただいたんですが、なかなかこういう方がつながらないというのが怖いところだと思っています。

それから、特徴的なことしか今日はお話しできないんですが、次に、メールから面接につながったという、経過の長いものを1つだけご紹介させていただきます。（個人情報を含む内容のため、削除）事実関係も含めて分からなかったもので、電話でお聞きして、「面接しましょう」ということになりました。（個人情報を含む内容のため、削除）

親の虐待だったり、あるいは障害があることで、子供に影響が出ていて、子供の問題だといって相談してくる親というのは多いです。そういう子供だけの問題ではなく、もう40代以降の親の問題で、そちらも、場合によっては障害のほうの支援につないだりしなければいけない。そうしないと子供がそれこそヤングケアラーになっていく

というようなことも感じるころですので、子供というよりも、親の支援というのを同時にやらなければいけないと思っています。

まとめは、時間がないので、あとで読んでいただければと思うんですが、「若ナビα」のαという部分では、非行相談ということになるんですが、そのことをちょっとだけお話しさせていただいて終わりにしたいと思います。

私たちは、非行専門相談員、非行の対応をする専門の相談員を配置して相談を受けています。そんなに数をたくさん受けているわけではないんですけども、犯罪歴のある方、少年から20代以降の人も含めて、いろいろな方から相談をお受けしています。

ただ、非行専門相談員が数名いても、みんなそれぞれ、やってきた部分というのは個別なので、先ほど再犯防止のノウハウを共有していくシステムということを考えていらっしゃるということがあったので、私たちももっと共有のシステムを知りたいと思います。犯罪だけに関係しているんじゃないくて、例えば、薬物を使ってしまうという裏には、本人の生き立ちの厳しさがあったりとか、友達とうまくいかないような、そういう性格的な特性があったりとか、恵まれない環境など、いろいろなことが背景にあって、薬物や犯罪に手を染めるという方も多いです。

ですので、犯罪を止めるということだけではなく、その人の生きやすさをいかに推進していくかというのが、再犯防止というか、私たちの支援の肝になってくるかと思っています。幅広い困りごとがあるので、専門相談員が1人で全部できるという話ではないので、いろいろな機関と協力しながらやっていきたいと思っています。相談もしていただきたいですし、それから若ナビαに相談が入ってきた場合、適切な機関とつながってやっていきたいと思っています。

なかなか困っているのが、少年院退院後の支援というのが多いんですが、「退院してから相談してくださいね」というお約束になっても、なかなか退院したら羽を伸ばしてしまって、来ないというパターンも少なくありません。ですので、いかに「来たいな」と思っていただくかというのを、退院前から関係性をつくったりとか、いろいろな働きかけ、全体的なつながりに私たちも入っていくというようなことをしないといけないと思っているので、そういうことを教えてもらったり、アドバイスしていただけたらと思っています。

なので、そういうノウハウを共有したり、私たち若ナビαがどんな人がやっているのかと知ってもらいたいということで、7月24日に支援者ネットワーク交流会ということを実施することになっています。

若ナビαはこういうことしかやらないということではなく、その人にとって何が必要なのかというのを全般的に考えながら、そして、連携しながら、やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

予定の時間を過ぎておりますが、もう少しだけお時間をいただければと思います。

今のご説明で何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、急ぎ、残りの議題を、続きまして、議題の5に移ります。

各構成機関における取組の情報共有及び意見交換ということで、事前にお伺いした内容をもとに、各構成機関の取組について情報共有いたします。

まずは、「他の団体に聞いてみたいこと」として、東京都立多摩総合精神保健福祉センター様より、「ひきこもりサポートネット」で行っている訪問相談について、その後どういった支援につながっているのか、つなぎ先としてどういったところが多いのか、お聞きしたいとのご要望がございました。タブレットのデータでは、資料の5になります。

本日急きよ、藤原委員が欠席となったため、こちらの資料の共有ということで代えさせていただきます。

同じく、東京都立多摩総合精神保健福祉センター様より、「若者の自傷や最近取り沙汰されている市販薬のオーバードーズの相談は入ってきているかお聞きしたい」との要望がございました。

各相談機関の皆様で、状況は何かございますでしょうか。市販薬のオーバードーズの相談、若者の自傷が増加しているかなど。何か状況を把握されていらっしゃる方はございますでしょうか。お願いします。

○藤井委員 すごく小さい範囲なので、全体とどういう関係が分からないですが、先ほど申し上げた、いわゆる第2適応指導教室をいくつか受諾しているんですが、コロナが明けてから、もしくは、コロナの真ん中らへんからですが、中学生のOD傾向、

自傷傾向が、特に女性が増えている印象は非常に強く感じています。

適応指導教室ですので、不登校経験であったりとか、何らかの不利な状況が強く表れているメンバーたちではあるんですけども、市販薬のODが増えている、リスクも、「すごい傷」と思うのが増えているなどというのが印象でした。

○山本座長 ありがとうございます。

都立多摩総合保健福祉センター様、いかがでしょうか。

○村山主任 そのODとかは、ニュースでもかなり取りざたされているんですが、意外にこちらのセンターに相談につながってないので、地域でどういうところにつながっているのかなというのが知りたくて、質問させていただいたんですけども、ありがとうございます。

○藤井委員 ODで相談に来るといっているのはないですね。余りないと思います。

○村山主任 親御さんが心配しているところで相談という場合が、何件かはあるんですが、ご本人はなかなか登場しないですね。

リスクも同じで、ご本人はなかなか登場しないんですが、親御さんが心配してご相談に来る方は、何例かいらっしゃいます。

○藤井委員 言い方は悪いんですが、だんだんカジュアル化していますね。従来からのしんどさの表れと同時に、自分の自傷の跡を周囲に見えるようにしている傾向も感じます。自分を表現する方法の一つになっているような印象も受けますね。

○山本座長 どうぞ。

○久保課長 児童相談所ですが、本日、新宿少年センターさんがいらっしゃいますけれども、毎週のようにそういう方を警察から保護していただき、補導していただいたりしながら、対応しているというのが現状です。

背景には、児童虐待で地域含めて家庭・地域に居場所がないとか、もしくは、先ほどもありましたとおりの、推し活とか、ホストへの依存とか、最終的には、そういうつながりを求めてとか、自分の生きている証しとか、その意義を確かめるためにとか、いろいろな文脈はあるんですが、そういうことで、最終的には、行き詰っていろいろなメジコンとかブロンとかいうお薬に依存とか自傷するようになった段階で、児童相談所にも相談が入ってくる。

例えば、入院しているようなお子さんたちもいますが、そういう医療圏との連携とか、今後のケアというのがありまして、結構高年齢化しているのので、今後、引き続きケアをどうしていくかというのが課題です。

余談になりますが、児童福祉法が改正されて、今年からですか、社会的自立生活援助事業というのがありまして、養護施設とか児童自立生活援助事業というところで、里親さんとか自立援助ホームとかで年齢の制約が緩和されたんですね。そういうところでの支援があるんですが、一方で、そういうケアニーズが多いお子さんを保護しなければいけない。出口と入口の部分のつり合いというところでは、本当に地域の方々にも協力いただかないといけないのかと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

今、居場所みたいな話も出ましたが、次に、認定特定非営利活動法人育て上げネット様から、夜のユースセンターに関する取組の資料をご提供いただいております。

タブレットのデータでは資料6です。ご覧いただければと思います。

改めまして、事業についてご紹介いただけますと助かります。伊野様、よろしくお願いいたします。

○伊野社会連携事業マネージャー お時間の関係で割愛させていただくところあると思いますが、よろしくお願いいたします。

私ども、育て上げネットで、2022年5月から「夜の居場所」という事業をやらせていただいております。

スライドの3枚目になりますが、毎週土曜日の18時から21時の夜の時間帯で、若者が何をしてもよいという場所で、「居場所」というものを運営しております。

もともとは、私どもは、18時までが基本的には相談支援を受けている時間帯になっているんですけども、それ以上の時間、むしろそこからの時間、ほかに行くところがない、または繁華街が活発になってくるといった時間帯にやはり行くところがないという方がどんどん増えているという流れが、ありましたので、このような事業を始めさせていただいております。

先ほど、いろいろな方々がどんどん増えているという話をさせていただいたんです

が、元少年院の方が来られるケースですとか、日中は家にいるけれども、夜だけちょっと出てくる方ですとか、あと、ヤングケアラーの方が、もうこの時間だけは家から解放されて来られるというような、家庭の中で調整していただいている方も来られます。また、家にいても1人でご飯を食べるだけ、もしくは食べない方もいますので、「誰でもいいから、人がいれば何でもいい」という方が来られたりするようになってきました。

あと、こちらでは、夕食の提供配布を行っておりますので、それも、「お弁当を持って帰ってください」というような形で、それを目掛けて来られる方というのも、どんどん増えてきておりますし、「弟の分も一緒に持って帰っていいですか」とか、「親の分までいいですか」とか、そういった方がどんどん増えてきましたので、何もしないでいいという場所を持つというところで、より多くの方々が間口として来られるというところが増えてきているのかと思っております。

恐らくこういったところで、また来られる方の多様性というのは、どんどん増えてくると思いますし、ここに書いていない事例で言いますと、「LGBTQ」の方とか、普段、私どもがなかなか接しなかったような利用者層というのも、どんどん増えて来ると思いますので、こういったところも皆様に知っていただくことで、よりいろいろなところとの連携が進むのかなと感じて、今回こちらを提供させていただきました。

以上となります。

○山本座長 ありがとうございます。

第3期の子供・若者計画においても、いろいろなあらゆる場所に居場所を設けていくというのが、一つの大きな課題というか、打ち出していく大きな事項になってまいりますので、またそちらも秋頃にご審議いただければと思っております。

次に、認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク様より、「第11期東京都生涯学習審議会建議で述べられているユニバーサルアプローチは、現在の青少年に対して極めて重要であると考えていますが、都としては、青年期、ポスト青年期を担当するとしたこの建議内容の、その後の進展状況や課題等について聞きたい」とのご要望がございました。

当該建議内容の担当部署である教育庁から回答を預かっておりますので、お伝えさ

させていただきます。回答ですが、「都教育委員会では、建議の趣旨を踏まえ、高校生以上の子供・若者を対象とし、企業やNPO等への支援を通じた居場所づくりのほか、都内2か所のユース・プラザにおいて、子供・若者が主体的に参加することができる学習や活動の機会を充実させています。」とのことでございます。よろしいですか。ありがとうございます。

何かこれまでの内容について、ご意見とか感想とかご質問とかはございますでしょうか。

よろしいですか。すみません、時間が押して。ありがとうございます。

会議資料の最後に、各機関からご提供いただいたパンフレット等の資料を付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となります。

最後に、当課の事業について若干ご紹介です。当課が運営しております若者をサポートするポータルサイト、「若ぼた」につきましては、令和6年11月、今年の11月、「若ぼた+」として生まれ変わります。

現在「開設準備中」となっておりますが、開設後はサポート、居場所の検索、おすすすめ診断、コラムの掲載、サポート団体の取組紹介、利用者の体験談等、新たなコンテンツを続々追加してまいりますので、ぜひご活用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お時間となりました。本日の会議では皆様には資料の作成等にご協力いただきましてありがとうございました。

若者の自立支援に関する一層の連携強化に向けて、ぜひ本日の会議の内容についてお持ち帰りいただいて、関係各所で情報を広く周知して、情報共有していただければと思います。

それでは、以上で令和6年度第1回東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後3時55分閉会